

令和4～6年度 社会活動振興バスの運行ルールについて

1. 運行基準について

項目	基準	備考
1日の走行距離	400km以内	基準を超える場合は宿泊をご用意ください。 1日の走行距離が250kmを超える場合の バス料金は、利用団体の負担になります。
1日のドライバー拘束時間	16時間以内	
運行時間	AM5:00～PM10:00	
連続利用	最大2日間まで	やむを得ず2日間を超える連続利用の場合、 経費負担は利用団体となります。
利用人数	15名以上	人数に満たない場合はご相談ください。
車種	小型(15～22名) 中型(23～27名) 大型(28～55名)	配車による都合でご希望に添えない場合が あります。
年間利用回数	3回まで	町・教育委員会・学校を除きます。

2. 実費負担について

(1) 1日の走行距離が250kmを超過した場合のバス料金は、利用団体に実費を負担していただきます。

①超過分実費の算出方法

- ・利用の実績により超えた分の「時間」と「距離」に単価を掛けたものを合算し、消費税を加えて積算します。
- ・なお、金額は下の表を「目安」としてください。

バス種別/単価(税別)	利用人数	距離		時間
		(1km単価)	(10km毎単価)	(1時間単価)
小型バス	15～22名	110円	1,100円	4,150円
中型バス	23～27名	145円	1,450円	4,700円
大型バス	28～55名	160円	1,600円	5,500円

※1 端数の計算

- ・距離～端数は切り上げ
- ・時間～30分未満の場合は切り捨て、30分以上の場合は切り上げ

※2 距離の積算方法は、実走距離を積算します。

実走距離とは、利用者が乗車してから降車するまでの距離をいいます。

※3 時間の積算方法は、走行距離が250kmを超えた時点から積算されます。

②計算例 大型バスを利用し、1日の走行距離が285kmで55分超過した場合

距離の運賃	1km単価(160円) ×40km = 6,400円(A) ※250kmを超える分は35kmですが、端数5km分については、10kmに切り上げ40kmで計算します。
時間の運賃	1時間単価(5,500円)×1時間 = 5,500円(B) ※超過時間(55分)が30分以上のため、1時間に繰り上げて計算します。
利用団体実費負担額11,900円[(A)+(B)] + 消費税10% = 13,090円(端数は四捨五入)	

注) 距離の運賃では、わかやすくするため計算上1km単価で算出をしています。

(2) 運行に伴う「高速道路の利用」、「駐車場の利用」、「運転手の宿泊」等の料金は、利用団体の負担となります。

●ご不明な点がございましたら、ゆめホール知床までご連絡ください。TEL22-2222